

仕 様 書

産業観光局中央卸売市場第二市場
(担当 東出、大江 電話 681-5791)

件 名	エアーシュータ等配管清掃業務（中央卸売市場第二市場）																																
履 行 期 間	契約の日の翌日から令和9年3月31日まで																																
契 約 条 件	京都市中央卸売市場第二市場（以下「第二市場」という。）における排水設備清掃業務は、京都市契約事務規則及び委託契約書によるもののほかは、すべてこの仕様書による。 第1 目的 と畜及び市場業務の用に供するエアーシュータ等の配管の清掃を行うことにより、第二市場の衛生環境を維持することを目的とする。 第2 用語の定義 仕様書において使用する用語のうち、委託契約書において定義していない用語を、次の各号に掲げ定義する。 1 清掃 汚れを除去することにより、清潔で良好な状態にすること。 2 監督員 京都市契約事務規則第39条に規定する監督職員等のことであり、本契約においては、京都市中央卸売市場第二市場に所属する職員をいう。 第3 業務の対象とその範囲 下記について、高圧洗浄車を用いた清掃を行う。（別紙参照） 1. 大動物エリア内 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th><th>上流</th><th>口数</th><th>下流</th><th>配管径 (主管)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大動物白物処理室 エアーシュータ用配管</td><td>白物処理室</td><td>3</td><td rowspan="6">廃棄物 搬出 ヤード</td><td>VPΦ140</td></tr> <tr> <td>大動物赤物処理室 エアーシュータ用配管</td><td>赤物処理室</td><td>1</td><td>VPΦ140</td></tr> <tr> <td>大動物頭加工室 エアーシュータ用配管</td><td>頭加工室</td><td>1</td><td>VPΦ140</td></tr> <tr> <td rowspan="2">白物残滓ブローガン</td><td>白物処理室</td><td>1</td><td>SUS125A</td></tr> <tr> <td>と畜解体室</td><td>1</td><td></td></tr> <tr> <td>廃棄内臓ブローガン</td><td>と畜解体室</td><td>1</td><td>SUS125A</td></tr> </tbody> </table>				対象	上流	口数	下流	配管径 (主管)	大動物白物処理室 エアーシュータ用配管	白物処理室	3	廃棄物 搬出 ヤード	VPΦ140	大動物赤物処理室 エアーシュータ用配管	赤物処理室	1	VPΦ140	大動物頭加工室 エアーシュータ用配管	頭加工室	1	VPΦ140	白物残滓ブローガン	白物処理室	1	SUS125A	と畜解体室	1		廃棄内臓ブローガン	と畜解体室	1	SUS125A
対象	上流	口数	下流	配管径 (主管)																													
大動物白物処理室 エアーシュータ用配管	白物処理室	3	廃棄物 搬出 ヤード	VPΦ140																													
大動物赤物処理室 エアーシュータ用配管	赤物処理室	1		VPΦ140																													
大動物頭加工室 エアーシュータ用配管	頭加工室	1		VPΦ140																													
白物残滓ブローガン	白物処理室	1		SUS125A																													
	と畜解体室	1																															
廃棄内臓ブローガン	と畜解体室	1		SUS125A																													

2. 小動物エリア内

対象	上流	口数	下流	配管径 (主管)
皮エアシュータ	と畜解体室	2	廃棄物 搬出 ヤード	VPΦ150
廃棄内臓 ブローガン	と畜解体室	1		SUS125A
解体室残滓 エアシュータ	と畜解体室	3		VPΦ125
内臓残滓 エアシュータ	白物処理スペース	4		VPΦ125
	赤物処理スペース	1		
	頭・足処理スペース	1		

3. 汚水処理施設

対象	上流	口数	下流	配管径 (主管)
污水管	污水計量槽 (機械室)	1	培養槽	VPΦ100

第4 業務の実施要領

1 作業日時

- (1) 作業は各1回とする。ただし、作業は履行期間であれば、エリア毎に日程を分けて実施しても構わない。
- (2) 原則として、作業は休場日である水曜日（祝日は除く）の9時から17時までとし、作業日時の詳細は、監督員と協議のうえ決定する。

2 排管内の性状

エアシュータ等の配管は、牛及び豚の血、糞尿、脂等の動物系固形不要物等を流しているため、前述の固化した動物系固形不要物が堆積していることが想定される。

また、汚水処理施設の污水管は、詰まりが発生している。

3 使用機材

清掃は、高圧洗浄車等を用いて高圧洗浄により行う。使用機材は、配管径、配管長さ及び汚れの程度から適正な圧力と水量が確保できるものを使用すること。また、上流より放水するものとし、放水管のルートは京都市第二市場職員と協議するものとする。

4 排水管（大動物エリア、小動物エリア）の清掃

- (1) 清掃範囲は各シュータ口から廃棄物搬出ヤード出口までとする（別紙1、2参照）。
- (2) 原則として、系統ごとに清掃する。
- (3) シュータ口から高圧洗浄用ホースを挿入し、排管内を清掃する。原則として、清掃は排管の上手側のシュータ口から順に行う。

- (4) 廃棄物搬出ヤード出口から排出される、汚物はかご状の容器で受ける。(容器に水分を入れないこと)。
- (5) 汚物を入れた容器は、発注者が指示する別の容器へ入れ直し、発注者が指示する場所に集積する。
- (6) 清掃時には、排管の上手側のシュータ口からお湯を流す等、より効果的な清掃を実施するための措置をとること。

5 排水管（污水处理施設）の清掃

- (1) 清掃範囲は污水計量槽流出口から培養槽流入口までとする。(別紙3参照)
- (2) 発注者が污水計量槽の水抜きを実施した後、受注者が污水計量槽付近のVPエルボ100AをVPチーズ100Aに取り替えたうえで、掃除口を設置してから清掃すること。なお、VPチーズ100Aは受注者にて用意すること。

6 業務の記録

- (1) 作業日ごとに、業務の記録として次の写真を撮影すること。
 - ・ 高圧洗浄装置の全景
 - ・ 各シュータ口から排管を清掃している状況
 - ・ 配管ごとの廃棄物庫出口での清掃状況
 - ・ 排管の清掃時に実施した安全管理の状況
 - ・ バキューム車の全景（使用した場合に限る）
 - ・ 集積した汚物を入れた容器の全景
- (2) 写真には、委託業務名、委託業者名、日付及び撮影内容を記載した看板を入れること。
- (3) 写真は、撮影内容毎に整理し報告書として取りまとめること。報告書のサイズはA4とし、写真を印刷する場合は、写真に適した用紙を用いる等、容易に撮影内容を判別できるように工夫すること。なお、電子による提出も可能とする。

第5 衛生管理及び養生等

1 第二市場は3足制である。次のとおり履物を変えること。

- (1) 外部から下足場 下履き
- (2) 建物内 上履き
- (3) と畜関係諸室 白長靴

2 と畜関係諸室での作業は次によること。

- (1) ヘルメットの下にヘアーキャップ、マスク及び新しい手袋を着用すること。これ以外のものの着用を希望するときは監督員の承諾を得ること。
- (2) 枝肉が保管されている室で作業する場合は白衣を着用すること。

- (3) 原則として、室内設置物は移動させないこと。やむを得ず移動させる場合は、作業後、元の位置に戻すこと。
- (4) 作業前後に道具、工具及びウエス等の数量を確認し、作業責任者は退出時に必ず置き忘れがないように確認すること。
- (5) クリーンゾーンとして運用している部分(床が緑色塗装された部分)に入室する場合は、サニタリー入口に設置されているエアシャワーを通過すること。

第6 負担区分

発注者は、次のものを負担する。業務の実施に必要なこれ以外のものは受注者の負担とする。

- 1 清掃に伴い発生する汚物を入れる容器
- 2 清掃に伴い発生する汚物の処分
- 3 水光熱費（ただし、受注者は節水、節電に努めること）
- 4 ヘアーキャップ
- 5 白長靴、白衣（貸与、ただし、著しく汚損した場合は洗濯等により綺麗な状態で返却すること）

第7 安全管理

- 1 業務における安全管理は、受注者の責務とする。
- 2 汚水槽での作業は「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」による指揮・監督のもと行うこと。

第8 提出書類

受注者は、以下の書類を提出すること。

- 1 契約後
 - ・ 代金内訳書
 - ・ 業務工程表
 - ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の技能講習修了証の写し
- 2 業務完了後
 - ・ 報告書
 - ・ 完了届

第9 代金の支払方法

各回の業務完了後、代金内訳書に基づき、報告書、請求書、請求内訳書及び完了届を受領した後に金額を支払うものとする。

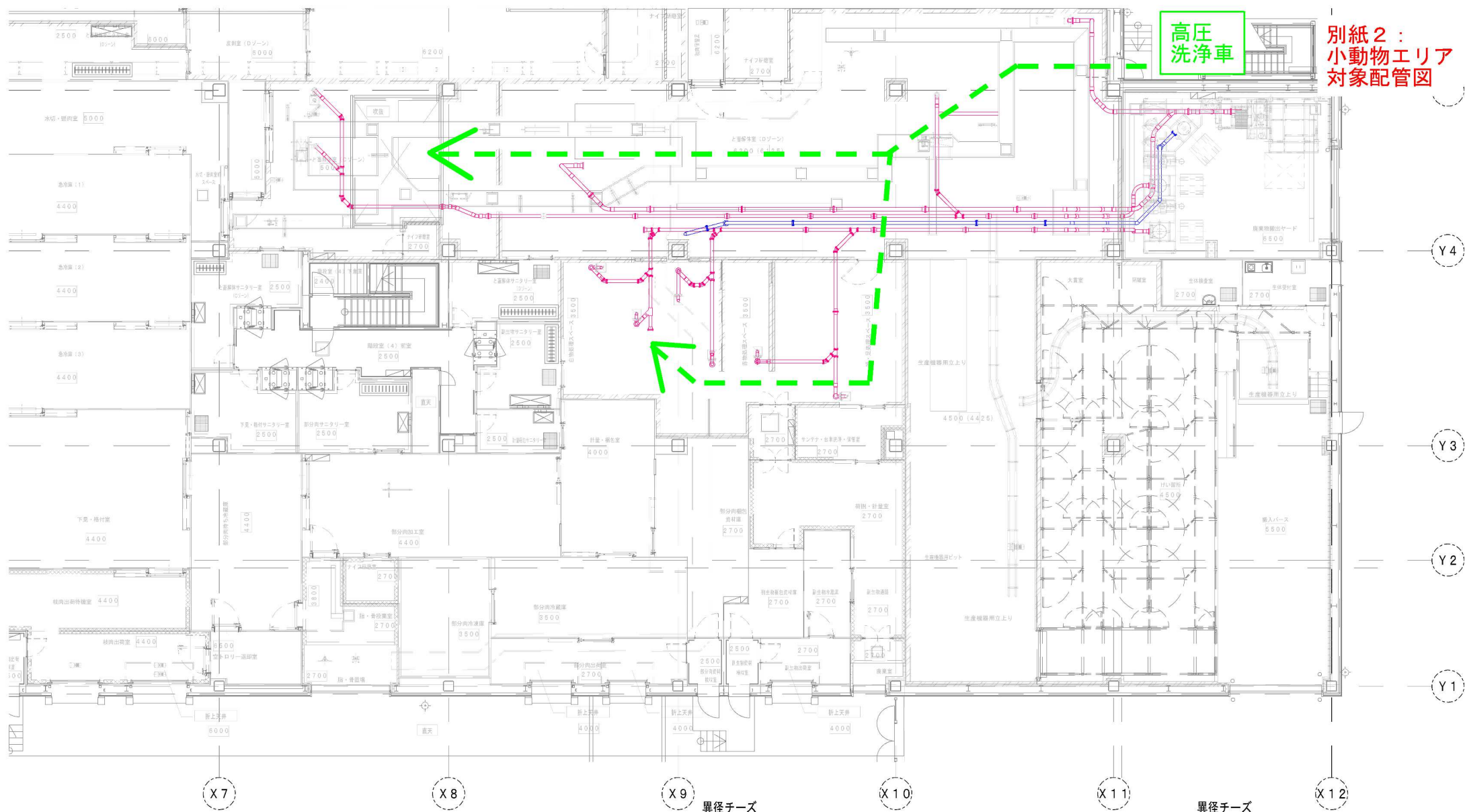
第10 その他の事項

- 1 第二市場は食品を扱う施設であり、衛生面には特に注意して業務を行

	うこと。 2 業務の実施に伴い、場内を汚損した場合は清掃を行うこと。 3 業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。 4 喫煙は指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認する。 5 第二市場内で口蹄疫等の家畜伝染病に罹患した動物が発見され、家畜保健衛生所による防疫体制が発動された場合、と畜業務が停止に近い状態となり、本業務の履行に支障が生じる可能性がある。その場合、協議のうえ、本契約に必要な変更を行う。 6 第二市場の衛生管理区域内に出入りする場合は必ず消毒槽を使用すること。 7 業務の実施等により発生する細部の事項は協議のうえ決定する。 以上 別紙１：大動物エリア対象配管図 別紙２：小動物エリア対象配管図 別紙３：汚水処理施設対象配管図
--	---

Figure 1: Schematic diagram of the main gas pipeline layout. The diagram shows a horizontal line representing the pipeline with several valves marked by 'X'. Above the line, points X5, X6, X7, X8, X9, X10, and X11 are marked with dashed circles. Below the line, distances are indicated: 10000 between X5 and X6, 99750 between X6 and X7, 10000 between X7 and X8, 10000 between X8 and X9, 9500 between X9 and X10, 9500 between X10 and X11, and 350 between X11 and the end. A red label '大動物工場の対象配管図' is on the right.

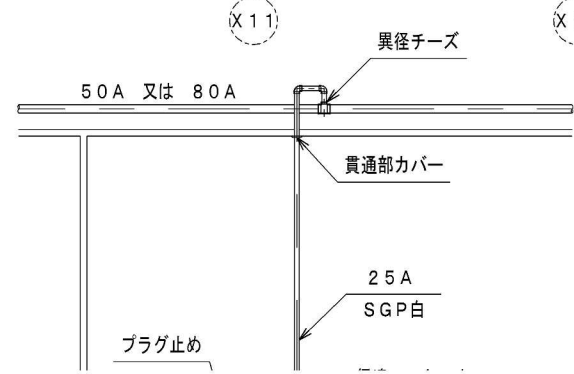
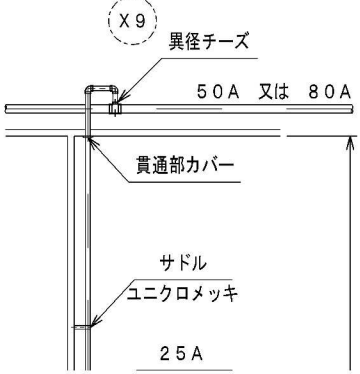
[illegible]



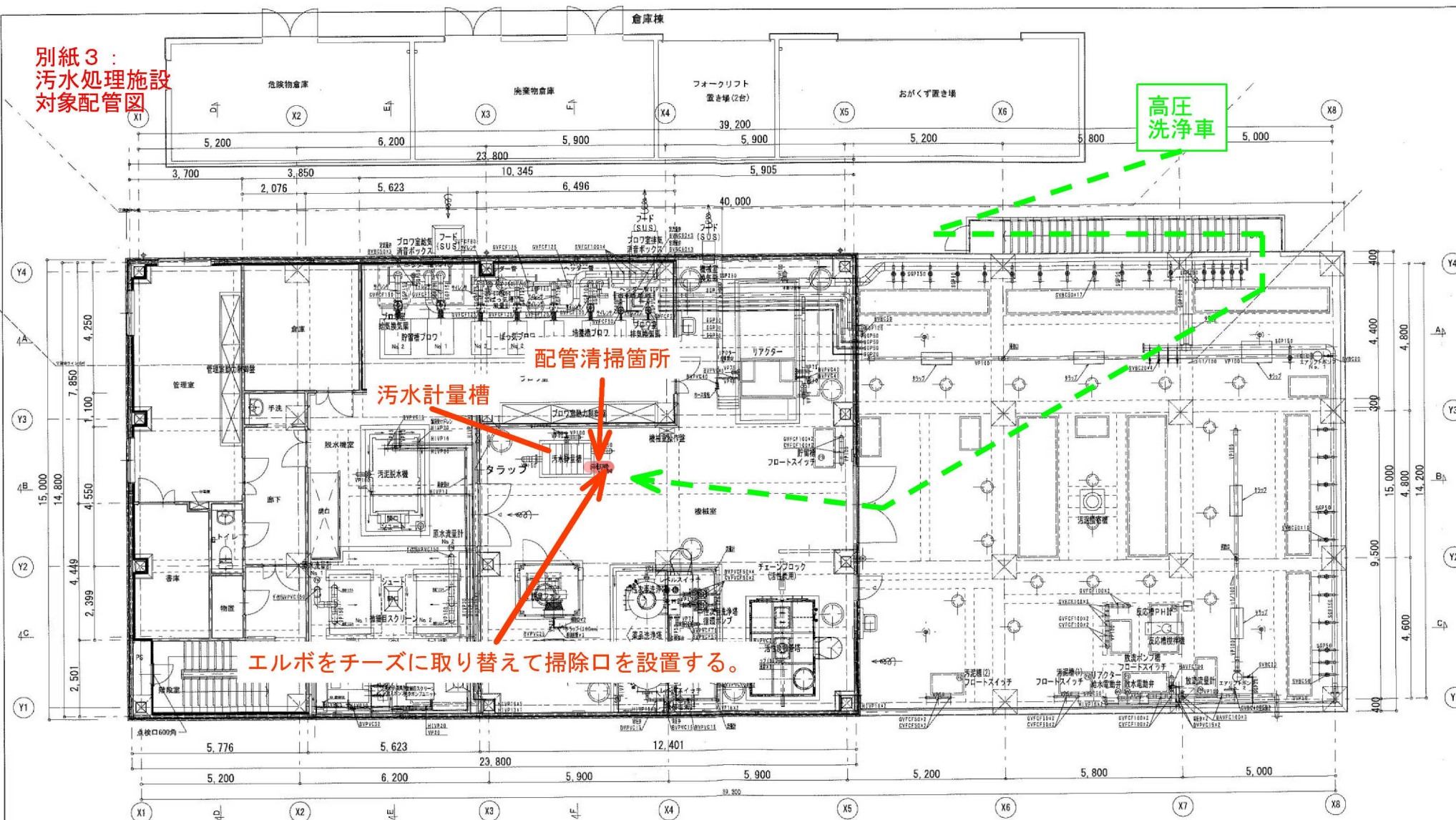
高圧
洗浄車

別紙2：
小動物エリア
対象配管図

- エアシュータ配管
- ブローガン配管
- 通水用配管



別紙3：
汚水処理施設
対象配管図



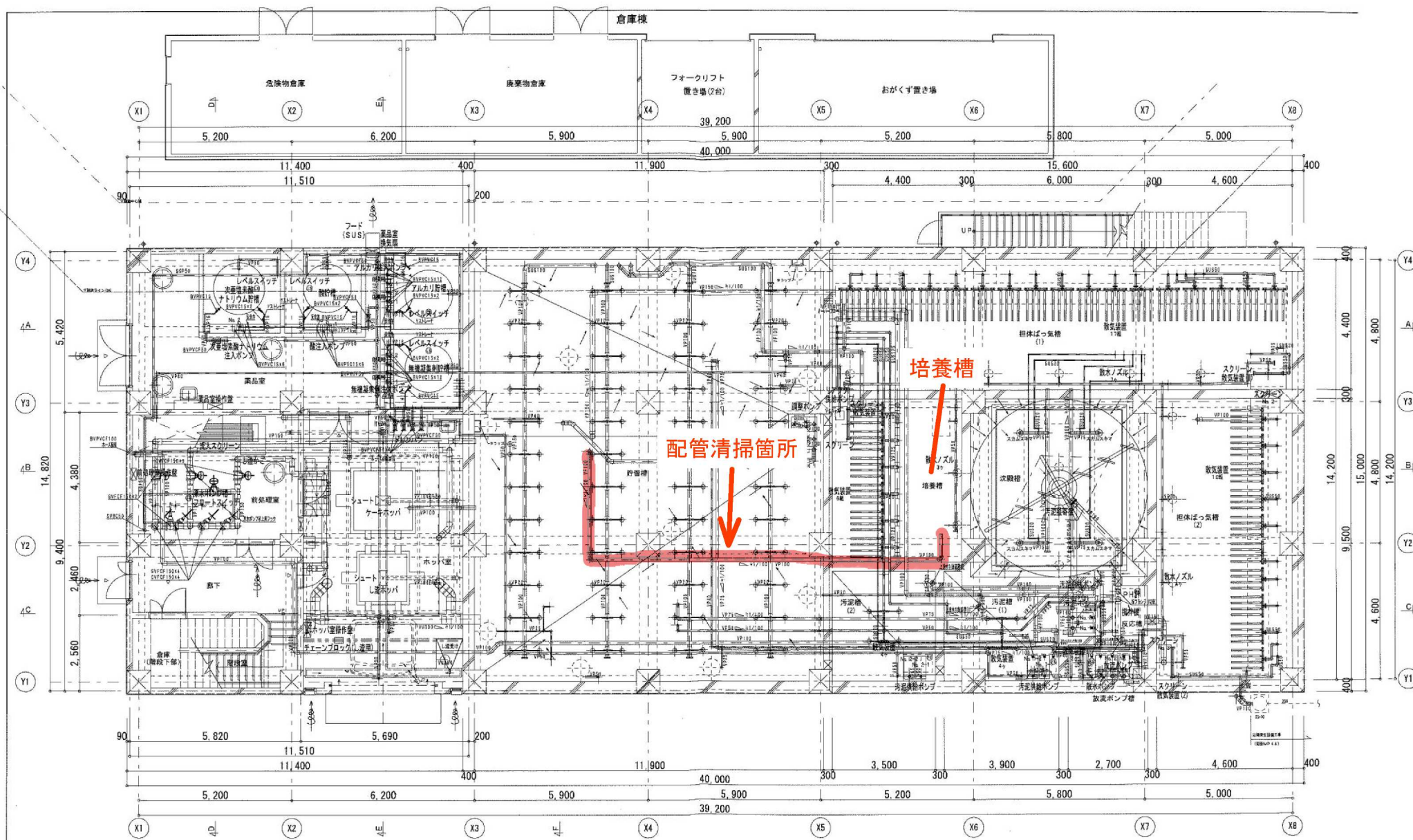
エルボをチーズに取り替えて掃除口を設置する。

--- 通水用配管

2階平面図 S=1/60

配管サポートは、官庁施設の総合耐震設計基準及び同施設による耐震クラスAとする
配管サポート材質は、構内はSUS304、屋外・屋上はSUS304又はSUS316とする。

特記事項		改訂		京都市中央卸売市場第二市場再整備工事 たし、汚水処理施設工事				図面番号	
				2階配管平面図				M-03	
				成松	室 A1: 1/60	令和 2年 3月15日			
					尺 A3: 1/120				



1階平面図 S=1/60

配管サポートは、官庁施設の施設耐震設計計画に基づき及び同施設による耐震クラスAとする
 配管サポート材質は、槽内はSUS304、屋内・屋外はSUS304又はSUS16L2とす。

特記事項 改訂	京都市中央卸売市場第二市場再整備工事 ただし、汚水処理施設工事 成松 南 A1: 1/60 尺 A3: 1/120 令和 2年 3月15日	図面番号 M-04
-----------------------	---	-------------------------